

留萌川流域治水協議会の設置について

1. 設立趣旨（案）

2. 規約（案）

令和2年8月28日

留萌川流域治水協議会

設立趣旨

今般設置する協議会は、近年頻発している激甚な水害や気候変動による今後の降雨量の増大と水害の激甚化・頻発化に備え、集水域から氾濫域にわたる流域全体のあらゆる関係者が協働して、流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するためのものである。

このため、協議会においては、河川整備計画に基づく河川整備やダム建設、大規模氾濫減災協議会の取組方針に基づく避難や水防等の取組を十分に共有するとともに、被害の防止・軽減に資する流域における対策を総合的に検討の上、密接な連携体制を構築するための協議等を行うこととする。

留萌川流域治水協議会 規約（案）

（設置）

第1条 「留萌川流域治水協議会」（以下「協議会」）を設置する。

（目的）

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、留萌川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

なお、本協議会の対象河川は、留萌川流域における留萌開発建設部、留萌振興局留萌建設管理部および留萌市が管理する河川とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会に会長及び副会長を置き、会長は留萌開発建設部長をあて、副会長には留萌振興局長をあてる。
- 3 会長は、協議会の事務を掌理し、副会長は会長の事務を補佐する。
- 4 会長は、協議会の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（企業、学識経験者等）を参加させることができる。

（幹事会）

第4条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、幹事長は留萌開発建設部次長（河川・道路）をあてる。
- 4 幹事長は、幹事会の事務を掌理する。
- 5 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行い、その結果について協議会へ報告する。
- 6 幹事長は、幹事会の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（企業、学識経験者等）を参加させることができる。

（協議会の実施事項）

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 留萌川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。

- 3 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 4 その他、流域治水に関する必要な事項。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によつては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、留萌開発建設部治水課及び、留萌振興局留萌建設管理部事業室治水課に置く。
- 3 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、令和 年 月 日から施行する。

別表1 (協議会)

機関名	委員
留萌開発建設部	部長（会長）
留萌振興局	局長（副会長）
留萌市	市長

別表2 (幹事会)

機関名	委員
留萌開発建設部 治水課 防災対策官 留萌開発事務所	次長（河川・道路）（幹事長） 治水課長 防災対策官 所長
留萌振興局 地域創生部 留萌建設管理部 用地管理室 事業室	地域政策課主幹 維持管理課長 治水課長
留萌市	総務部長 都市環境部長